# Stop!児童虐待!!

# 那珂市こども家庭センター

しつけと思って知らずにやっていませんか？

今は全て虐待です!!

## 身体的虐待

・たたく、蹴る、髪をひっぱる
・壁に押し付ける
・外に締め出す
・ひもで縛る
・激しく揺さぶる
・車内に放置する



## 心理的虐待

・子どもの心を傷つける暴言や人格否定の言葉
・拒絶、無視
・おどしや威圧
・きょうだい間差別
・面前DV※

※子どもが家族間の喧嘩（暴力・暴言・威圧など）を見たり聞いたりすること。夫婦喧嘩やパートナーとの喧嘩もこれにあたります。



## 性的虐待

・子どもに性的な行為をする、させる
・プライベートゾーンを触る、触らせる
・子どもに性的な動画、画像を見せる
・子どもの前で性的な行為を見せる



## ネグレクト（養育放棄）

・食事を十分に与えない
・風呂に入れず、不潔な状態にしておく
・病気やけがをしても医療を受けさせない
・子どもを長時間放置する（きょうだいに面倒を見させる）
・必要な学校教育を受けさせない
・乳幼児を危険な場所に置いたままにする

## ～虐待が子どもに与える影響～

### 身体的影響

※成長ホルモンが抑えられ、成長不全になることがあります。



### 知的発達面への影響

※強い恐怖や不安、ストレスにさらされ、脳の発達や働きに影響が生じることで、知的な発達が十分に得られないことがあります。



### 心理的影響

・特に思春期以降、乱暴、多動、自殺企図、非行等の問題行動が現れることがあります。



# じゃあ、親はどうしたらいいの？

子どもを叱ったり怒ったりすることがあってもいいのです。でも、理不尽なことで怒ったり、自分でも止められないほど怒鳴り散らしたりする状況はよくないです。



そのような時は、親自身にも心配事（経済的な不安や夫婦間の悩み事など）がある場合も多いので、家庭のことや子育てのことで悩んだら、下記までご連絡ください。

一緒に考え、一つずつ解決しながら大切な子どもを守っていきましょう。

＜連絡先＞



こども家庭センター（家庭児童相談室）

☎029－229－3511（直通）

☎029－298－1111（内線256・257）

○相談時間　9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

---

☆市民の皆様へ☆

※もしかして、虐待かもしれない・・。気づいたら迷わず通告を!!
あなたの勇気が子どもを救います。

茨城県中央児童相談所

☎029－221－4150



緊急時は
☎189（イチハヤク）へ
24時間対応

オレンジリボンは児童虐待防止のシンボルマークです。

